

通学路に関するワークショップについて

1 通学路の基本情報

通学路とは、法令※において「児童が小学校(特別支援学校の小学部を含む。)に通うため、1 日につきおおむね 40 人以上通行する道路の区間」のほか「児童が小学校に通うため通行する道路の区間で、小学校の敷地の出入口から 1 キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童の通行の安全を特に確保する必要があるもの」とされています。

町田市立小学校においては、毎年度、学校長が通学路の指定及び通学路図を作成しています。

町田市立中学校においては、「通学路」の指定はありませんが、生徒が通学に利用する経路と小学校の通学路が共通する経路については、小学校の通学路の点検において安全対策を講じており、一定の安全確保を図っています。

※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第 4 条

2 本日のワークショップについて

(1) 目的

2028 年度の新校舎への移転に向けて、新校舎に通学するために想定される通学路についてワークショップにてご意見をいただきます。

※想定している通学路については、通学路安全点検などで道路管理者、交通管理者とともに安全対策を行っているため、基本的には現在の成瀬小学校の通学路を活用することを想定しています。

(2) ワークショップ内容

新校舎に通学するにあたって、通学路に使用すると考えられる経路と、注意が必要な箇所についてご意見をいただきます。このワークショップでは以下の地域から通学することを想定して検討していきます。

① 最も遠い地域からの通学 (資料 3-2 A)

新校舎に通学する際、学区内で最も遠い地域となる成瀬 8 丁目、南成瀬 2 丁目からの通学を想定して、ご意見をいただきます。

② 新しく学区となる地域からの通学 (資料 3-2 B)

2028 年度以降、新しく学区となる南成瀬 8 丁目からの通学を想定して、ご意見をいただきます。

(3) ワークショップ後の流れについて

ワークショップでいただいた内容をもとに、注意が必要な箇所を中心に 2026 年 2 月～3 月に現地確認を実施する予定です。また、必要な事項について通学路候補の道路を中心に各管理者に要望するなどの安全対策を検討していきます。